

## 建設業の許可を受けられた方への注意事項

1. 引き続き建設業を営む場合は、有効期間満了30日前までに更新申請をしなければなりません。有効期間は許可の日から5年間です。
2. 和歌山県以外の府県に営業所を設けて営業することができません。(知事許可のみ)
3. 下記に掲げる事項について変更があったときは、30日以内(ただし、(5)(6)(7)(8)については2週間以内)に変更届出書を提出しなければなりません。
  - (1)商号又は名称
  - (2)営業所の名称所在地及び業種
  - (3)法人の場合は資本金額及び役員の氏名
  - (4)個人の場合はその者の氏名及び支配人あるときはその者の氏名
  - (5)支店又は営業所(常時建設工事の請負契約を締結する事務所)の代表者
  - (6)経営経験を有する常勤役員等及び業務経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者
  - (7)営業所に置く専任技術者
  - (8)健康保険等の加入状況の記載事項(ただし、変更が従業員数のみである場合を除く。)
4. 毎営業年度終了後(決算後)4ヶ月以内に下記に掲げる事項について、変更届出書を提出しなければなりません。
  - (1)工事経歴書
  - (2)直前3年の各事業年度における工事施工金額
  - (3)法人の場合は貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計画書、注記表、事業報告書(株式会社のみ)
  - (4)個人の場合は貸借対照表、損益計算書
  - (5)事業税納付済額証明書
  - (6)使用人数(変更があった場合のみ)
  - (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更があった場合のみ)
  - (8)法人の場合は定款(変更があった場合のみ)
  - (9)健康保険等の加入状況の記載事項のうち従業員数(変更があった場合のみ)
5. 法第7条第1号若しくは第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなったとき、又は同法第8条第1号及び第7号から第14号までのいずれかに該当するに至ったときは、2週間以内に届出をしなければなりません。
6. 廃業をしたときは30日以内に届出をしなければなりません。

提出先 : 主たる営業所の所在地を管轄する振興局建設部等(和歌山県)